様式第２号

第　　　　　　　　　号

令和　　年　　月　　日

（申請者）殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　富士川地域観光振興協議会長

峡南地域観光推進支援事業補助金交付決定通知書

　令和　　年　　月　　日付けで申請のあった峡南地域観光推進支援事業補助金については、峡南地域観光推進支援事業補助金交付要綱第７条第１項の規定により、次のとおり交付することに決定したので通知する。

１　補助金の交付の対象となる事業は、令和　　年　　月　　日付けで申請のあった事

　業とし、その内容は補助金交付申請書記載のとおりとする。

２　補助事業に要する経費及び補助金の交付決定額は、次のとおりとする。

　　ただし、補助事業の内容が変更された場合における補助事業に要する経費及び補助金の額については、別に通知するところによるものとする。

補助事業に要する経費　　　　　　　　　　　円

補助金の交付決定額　　　　　　　　　　　　円

３　補助事業に要する経費の配分は、前記補助金交付申請書記載のとおりとする。

４　補助金の交付の条件を次のとおりとする。

1. 補助事業の内容又は補助事業に要する経費の配分の変更をする場合は、あらかじめ会長の承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる軽微な変更についてはこの限りではない。

ア　補助対象経費の各費目相互間において、いずれか低い額の２０％以内を増減さ

せる場合

イ　補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交

付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合

1. 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ会長の承認を受けなければならない。
2. 補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに会長に報告してその指示を受けなければならない。

５　補助金の交付の条件等に違反した場合の措置

（１）次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消す場合がある。

ア　法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく会長の指示等に違反したとき

イ　補助金を本事業以外の用途に使用したとき

ウ　補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をしたとき

エ　交付決定後生じた事情の変更等で、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき

オ　補助事業者が、暴力団または暴力団員と密接な関係を有していたとき

（２）前項の取消しをした場合において、既に当該取消に係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。

（３）交付決定の取り消しに関し、補助金の返還を命ぜられたときは、当通知「５　補助金の交付の条件等に違反した場合の措置」（１）のエに規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、山梨県補助金等交付規則第１７条第１項に規定する割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

（４）補助金の返還及び加算金の納付については、当該命令のなされた日から２０日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて、山梨県補助金等交付規則第１７条第３項に規定する割合で計算した延滞金を徴するものとする。

６　補助事業が、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されているか確認するため、補助事業の遂行状況について報告させることがある。

７　交付要綱第７条第６項の定めるところにより、消費税等仕入控除税額が明らかになった場合には、当該消費税等仕入控除税額に補助率を乗じて得た金額を減額する。

８　補助事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して１箇月を経過した日又は交付申請した日の属する年度の２月１３日のいずれか早い期日までに、補助事業の成果を記載した実績報告書に関係書類を添えて会長に報告しなければならない。

９　補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、補助事業終了年度の翌年度から起算して５年間、整備保管しておかなければならない。